

基本目標 3

自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する

見沼田圃や荒川・元荒川周辺の身近な緑地や、里やまなどの自然環境は、多様な動物の生息環境として、また、それを支える植物の生育環境として重要であるだけでなく、市民に豊かな自然とのふれあいの場を提供しています。また、持続可能なまちづくりに向けて、本市の風土が育んできた地域の環境特性に配慮した土地利用を計画的に進め、身近な緑や水辺環境を保全・創造する必要があります。さらに、農地の持続可能な利用と保全・維持に努める必要があります。

このため、市内の生物多様性の現状に関する情報提供や、自然・生きものにふれあう機会の創出によって、生物多様性の理解浸透、市内に存在する貴重な水と緑の保全と再生を目指します。また、行政だけでなく、市民との協働により、多様な動植物が生息・生育する里やまなどの自然環境の保全・活用・再生と、都市の緑と身近な水辺環境の保全・創造に取り組み、人にも生きものにもやさしく、多様ないのちがいつまでも息づく都市を目指します。

■指標の状況

基本目標3における成果指標の状況

基本目標 3	成果指標項目	成果指標				
		基準値 (基準年度)	前年度値 (前年度)	最新値 (最新年度)	中間目標値 (令和 7 年度)	計画目標値 (令和 12 年度)
自然と共生し、多様ないのちが息づくまちを実現する	水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合	61% (令和 2 年度)	59.4% (令和 5 年度)	60.4% (令和 6 年度)	68% (令和 7 年度)	73% (令和 12 年度)
	対前年度比	-	A	A	-	-
	対年度目標値比	-	C	C	-	-

対前年度比の評価

- | | |
|--|-----------------------------------|
| A ⁺ : 前年度より好転している。(+10%以上) | A : 前年度より概ね好転している。(+10%~+1%の範囲内) |
| B : 前年度と変わらない。(±1%未満の範囲内) | C : 前年度よりやや悪化している。(-1%~-10%の範囲内) |
| D : 前年度より悪化している。(-10%以下) | - : 評価なし |

対年度目標値比の評価

- | | |
|---|----------------------------------|
| A ⁺ : 年度目標値を大きく上回り達成。(+50%以上) | A : 年度目標値を上回り達成。(+50%~+1%の範囲内) |
| B : 年度目標値を達成。(±1%未満の範囲内) | C : 年度目標値を下回り未達成。(-1%~-50%の範囲内) |
| D : 年度目標値を大きく下回り未達成。(-50%以下) | - : 評価なし |

※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A⁺」としています。

基本目標3における目標指標の状況

施策の柱	目標指標					
	目標指標項目	基準値	前年度値	最新値	中間目標値	計画目標値
		(基準年度)	(前年度)	(最新年度)	(令和7年度)	(令和12年度)
3-1 生物多様性の 保全と再生	自然観察・環境学習会 に参加して生物多様性 について理解した参加 者の割合	-	54.1% (令和5年度)	63.1% (令和6年度)	67% (令和7年度)	87% (令和12年度)
	対前年度比	-	A+	A+	-	-
	対年度目標値比	-	A	A	-	-
3-2 緑の保全と創 出	オープン型緑地の整備 率	85% (令和元年度)	90% (令和5年度)	91.3% (令和6年度)	90% (令和7年度)	95% (令和12年度)
	対前年度比	-	A	A	-	-
	対年度目標値比	-	A	A	-	-
3-3 水環境の保全 と活用の推進	水辺のサポート制度登 録団体数	-	20団体 (令和5年度)	22団体 (令和6年度)	23団体 (令和7年度)	31団体 (令和12年度)
	対前年度比	-	A+	A+	-	-
	対年度目標値比	-	A	A	-	-

対前年度比の評価

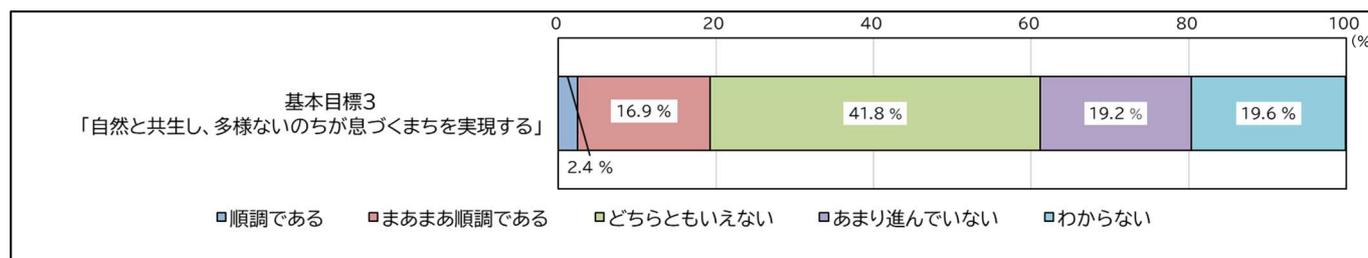
- | | |
|--|-------------------------------------|
| A ⁺ : 前年度より好転している。(+10%以上) | A : 前年度より概ね好転している。(+10% ~ +1%の範囲内) |
| B : 前年度と変わらない。(±1%未満の範囲内) | C : 前年度よりやや悪化している。(-1% ~ -10%の範囲内) |
| D : 前年度より悪化している。(-10%以下) | - : 評価なし |

対年度目標値比の評価

- | | |
|---|------------------------------------|
| A ⁺ : 年度目標値を大きく上回り達成。(+50%以上) | A : 年度目標値を上回り達成。(+50% ~ +1%の範囲内) |
| B : 年度目標値を達成。(±1%未満の範囲内) | C : 年度目標値を下回り未達成。(-1% ~ -50%の範囲内) |
| D : 年度目標値を大きく下回り未達成。(-50%以下) | - : 評価なし |

※ 計画目標値を達成した指標は、上記評価方法によらず、対前年比評価及び対年度目標値比評価ともに「A⁺」としています。

市民アンケート結果：基本目標3における進捗状況



■総合評価及び今後の取組

①成果指標について

基本目標3の成果指標「水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合」については、基準年度である令和2年度の61%から、令和5年度には59.4%と一時的に低下したものの、最新年度である令和6年度には60.4%へ回復しています。

②目標指標について

目標指標の状況については、「自然観察・環境学習会に参加し、生物多様性について理解した参加者の割合」が、令和5年度の54.1%から令和6年度には63.1%へと大きく向上しており、市民の生物多様性への理解が進んでいることがうかがえます。

「緑の保全と創出」に関しては、「オープン型緑地の整備率」が基準年度の85%から91.3%へ上昇しており、前年度比・年度目標値比ともに達成(A)と評価されています。

また、「水環境の保全と活用の推進」では、「水辺のサポート制度登録団体数」が増加し、地域主体による水辺環境の保全活動が着実に広がっています。

③今後の取組

今後は、生物多様性に関する学習機会の充実を図り、市民の理解と関心を一層高めていきます。併せて、緑地の保全・創出に向けた取組を推進します。

水辺環境については、サポート制度を活用した市民・団体の参画を促進し、活動の裾野拡大を図ります。

これらの取組を通じて、自然と共生するまちづくりを着実に推進していきます。

④市民アンケートから

市民アンケートによる進捗評価は、「順調である」と「まあまあ順調である」を合計した割合が19.3%であるのに対し、「あまり進んでいない」と回答した割合は19.2%という評価となりました。また、「どちらともいえない」が41.8%で最多となっています。このようなことから、現在の実態と将来への目標について理解を求めするための機会や広報を強化する必要があります。

なお、「わからない」と回答した割合は19.6%となったため、引き続き市民への周知を進め、理解を得ることが重要です。

3-1 生物多様性の保全と再生

3-1-1 重要拠点の保全

市内の生物多様性を保全・再生していくためには、生物の生息空間となる質の高い環境の形成や確保が求められます。

市内に生息・生育する動植物の現状を継続的に把握するとともに、生物多様性にとって重要な拠点の保全・活用を推進します。

①生物多様性の現状把握

事業名	実施概要
生物多様性データの充実	市民団体との協働により、チョウとトンボを対象とした市民参加型の生きもの調査を市内13か所で実施し、延べ280人が参加しました。 この他に、市内4河川での水生生物調査（哺乳類・両生類・爬虫類）を実施しました。
生物多様性の状況の把握	みぬま見聞館では、当館の自然庭園で確認された動植物の記録や資料等を展示しています。 また、見沼田圃や芝川等の自然との共生をテーマにした出前講座や環境学習会を実施し、生物多様性への理解を促進しました。

②見沼田圃等の拠点となる地域の保全

事業名	実施概要
見沼田圃基本計画の推進	「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」に基づき、市民団体や民間企業と連携して、生物多様性の維持・回復を目的とした里地里山維持管理ガイドラインを作成しました。 また、見沼田圃の公有地を活用して、二酸化炭素吸収量の見える化等を実施する実証実験を産官学連携により実施しています。
指定史跡及び天然記念物の保存・活用	指定史跡及び天然記念物の保存・活用を促進しました。 令和6年度は、指定天然記念物26件の現況調査を実施しています。さらに、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の生育・株数調査などを実施して、保護保全を進めるとともに、指定史跡の中の樹木の管理なども行い、良好な景観の維持に努めました。
国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存活用事業	近年、サクラソウの生育数が急激に減少する等、自生地では多くの問題を抱えています。この問題を解決するため、緊急調査を行うなど、田島ヶ原サクラソウ自生地の保存・活用を行いました。
大谷ホテルの里維持管理業務	ホテルの生息環境の維持を目的とし、大谷ホテルの里の管理を実施しました。

3-1-2 エコロジカル・ネットワークの形成

市内の雑木林や屋敷林などは、郊外部にある緑の拠点であり、市内に棲む動物や植物が生息・生育するうえで重要です。また、公園などは都市部にあるまとまった緑であり、市内のエコロジカル・ネットワーク形成上の拠点としても機能しています。

これらの貴重な緑の保全・再生を図りつつ、市民などと連携した水と緑のネットワークの形成を推進します。また、拠点となる生息地の配置、連続した緑や水辺による移動空間の確保などによるエコロジカル・ネットワークの整備を推進します。

①里やま等の保全と再生

事業名	実施概要
見沼田圃基本計画の推進	「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」に基づき、市民団体や民間企業と連携して、生物多様性の維持・回復を目的とした里地里山維持管理ガイドラインを作成しました。 また、見沼田圃の公有地を活用して、二酸化炭素吸収量の見える化等を実施する実証実験を産官学連携により実施しています。
特別緑地保全地区の指定・保全	本市の重要な緑の持続性を確保するために、特別緑地保全地区の指定や保全をしました。
指定史跡及び天然記念物の保存・活用	指定史跡及び天然記念物の保存・活用を促進しました。 令和6年度は、指定天然記念物26件の現況調査を実施しています。さらに、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の生育・株数調査などを実施して、保護保全を進めるとともに、指定史跡の中の樹木の管理なども行い、良好な景観の維持に努めました。
国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理事業	近年、サクラソウの生育数が急激に減少する等、自生地では多くの問題を抱えています。この問題を解決するため、緊急調査を行うなど、田島ヶ原サクラソウ自生地の保存・活用を行いました。
樹林地や緑地等の保全・活用	雑木林や屋敷林などを地域の重要な緑の資産として土地所有者にご協力いただき、自然緑地や保存緑地等に指定しました。

【詳細データ】自然緑地等の指定面積の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自然緑地等の指定面積	ha	70.5	68.36	66.75	65.20	63.24

事業名	実施概要
さいたまセントラルパーク整備事業	先行整備地区として供用開始した合併記念見沼公園と、次期整備地区を併せた約 15.7ha の「さいたまセントラルパーク」について、令和 12 年度の供用開始を目指し、用地取得を推進しました。
水辺環境整備事業	大谷ホタルの里におけるホタルの個体数増加を目的とし、健全な水辺環境の整備保全を実施しました。

【詳細データ】大谷ホタルの里の成虫発生数

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
成虫発生数	匹	354	1,206	88	174	174

事業名	実施概要
生産緑地地区の指定	市街化区域内にある農地を重要な緑として保全するため、生産緑地地区の指定を行いました。
多面的機能支援事業	農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、遊休農地の発生防止対策や、農業水利施設の適切な維持管理、自然環境の保全活動など、地域による共同活動を支援しています。 令和 6 年度は、地域の活動組織 (18 団体、506ha) により、水路の草刈りや泥上げなど、自然環境の保全・美化活動が行われました。
環境保全型農業の研究及び推進	牛ふん堆肥を利用した土づくり、化学肥料の使用量を低減させるための土壌診断に基づく施肥設計及び化学農薬の使用量を低減させるための防虫ネットなどの被覆資材や天敵製剤の活用を進めました。なお、土壌診断を、市内生産者からの依頼を含め 557 件を実施し、環境保全型農業を推進しました。 施設野菜における、化学農薬に代わる、光による害虫防除資材の現地試験を行いました。
農業振興地域整備計画の推進	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、概ね 10 年先を見通して、農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定めるとともに、地域の農業的整備のための施策を計画的に推進しました。

【詳細データ】農用地区域面積の推移

	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
農用地区域面積	ha	2,477.19	2,473.83	2,473.03	2,465.98	2,461.08

②公園等における生物多様性の保全

事業名	実施概要
加田屋地区自然環境公園整備事業	見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導するために、緑の核となる公園整備を進めます。 令和6年度は、ビオトープ等の自然環境に配慮した広場整備の実施設計と公園用地の取得を完了しました。
秋葉の森総合公園整備事業	緑に囲まれた良好な自然環境の中で、貴重な動植物を保護しつつ、市民が気軽にスポーツ、レジャー、自然とふれあう活動などが楽しめる場を創出するために、管理・整備を行いました。 また、湿地エリアでは民間事業者等とも協力し、管理を実施しました。

③身近な生物多様性保全の促進

事業名	実施概要
公共施設の緑化の推進	緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しました。
学校の緑化活動	本市では、環境教育の一環として「学校環境緑化コンクール」を開催しています。全ての市立学校における環境緑化の現状を審査し、優秀校を顕彰することを通して、学校環境緑化の推進を図っています。 令和6年度の学校環境緑化コンクールの参加校は2校となりました。
学校ビオトープの管理・活用、ホタル飼育	本市では、身近な生物多様性保全の促進を図り、児童生徒がよりよい環境の創造に主体的に参加し、環境への責任行動がとれるようにするため、学校ビオトープの管理・活用やホタルの飼育活動を実施しています。 令和6年度の学校ビオトープ活用校数は、小学校27校、中学校4校となりました。また、ホタル飼育校数は、4校となりました。
民有地の緑化の推進	市街地の緑化を推進し都市環境の向上を目的とする「みどりの街並みづくり助成制度」により、令和6年度は、延べ約13㎡が緑化されました。また、(公財)さいたま市公園緑地協会を通じ、「生け垣助成制度」及び「保存樹木指定制度」により、令和6年度は、延べ70mの生け垣が設置され、236本の保存樹木に奨励金が交付されました。
緑化に関する協議	みどり豊かで潤いのある環境の形成を図り、良好な都市生活の確保に寄与することを目的として、「さいたま市緑化指導基準」を定め、一定規模以上の開発行為等を行う事業者等に対し、緑化に関する協議を行いました。
手づくりによるミニビオトープの紹介	家庭などでも実践可能なミニビオトープの作り方を普及するために、「さいたまみんなの生きもの調査」の研修において、チョウを呼ぶために必要な樹木・環境条件についての講演を行いました。
地区計画による生垣設置の推進	緑豊かな市街地を形成するため、地区計画の中で「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」などの制限を必要に応じて定めています。

	本市では、令和6年度までに73地区の地区計画を決定しており、そのうちの53地区で「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」制限を設けました。
--	---

④エコロジカル・ネットワークの形成

事業名	実施概要
水辺や街路樹等を活用した、生きものの生息及び移動空間の確保	環境基本計画と関連のある本市の各種計画と連携し、生きものの生息環境や移動空間が確保できるよう、情報交換を行いました。

⑤生物多様性に配慮したまちづくり

事業名	実施概要
環境影響評価の推進	本市では、環境影響評価を行うに当たって選定すべき項目、調査、予測及び評価の方法等を示した技術指針を定めました。また、技術上必要な事項を調査審議するため、学識経験者で構成する「さいたま市環境影響評価技術審議会」を設置しました。

【詳細データ】環境影響評価に係る審査件数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
環境影響評価調査計画書の審査件数	件	1	0	2	1	0
環境影響評価準備書の審査件数	件	1	1	1	0	1
環境影響評価事後調査書の審査件数	件	1	1	0	3	1

事業名	実施概要
環境に配慮した地区計画	良好な市街地の環境を形成・保全するため、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定めており、「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」などの地区計画を53地区（令和6年度時点）で決定し、緑豊かな市街地形成に寄与しました。

3-1-3 外来生物対策

外来生物は、国内外の本来の生息地を離れて市内に侵入してきた動物や植物であり、在来生物を駆逐してしまうなど、市内の生態系や生活環境に影響を及ぼしています。

外来生物や有害鳥獣の駆除などの対策を推進し、市内の生態系や生活環境を保全します。

①外来種等の侵入・拡散防止及び駆除

事業名	実施概要
特定外来生物への対策	生態系を保全するため、特定外来生物の侵入・拡散防止及び駆除を行いました。 アライグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づく防除対策を実施し、令和6年度は935頭捕獲しています。一部機能については本市のウェブサイト上でも利用できるようになりました。

②有害鳥獣に関する注意喚起、防除対策

事業名	実施概要
有害鳥獣の防除対策	生活環境を保全するため、有害鳥獣に関する相談の受付、防除対策に関する情報発信、助言などを行っています。 令和6年度は、833の鳥獣相談が寄せられ、その被害内容を聞き取り、防除策の助言及び捕獲のための罠の設置などの対応を行いました。

3-1-4 生きものの保全活動

地域の生物多様性を保全していくためには、市民・事業者・市が協力して市内の生きものの保全に取り組む必要があります。また、都市化の進んでいない地域において多様な生きものがいきいきと生息・生育できる場所を確保していくことも重要です。

他地域と連携・協働した生物多様性の保全に関する取組の検討を行います。また、市民による生物多様性の理解・浸透を図るため、生きものに関する教育や学習機会を提供します。

①地域間連携による生物多様性の保全と再生

事業名	実施概要
流域自治体間での連携及び協力	芝川・新芝川水環境改善連絡会では、県が中心となり、流域自治体及び河川管理者と連携を図って流域の水環境の維持改善に取り組みました。 綾瀬川清流ルネッサンス連絡会については、国が中心となり埼玉県、東京都内の流域自治体が綾瀬川の水環境について情報共有等を図りました。

②生きものに関する教育と学習機会の確保

事業名	実施概要
自然観察・環境学習会の開催	みぬま見聞館では、市内に在住又は在学する小・中学生とその保護者を対象に、年4回、「自然観察・環境学習会」を開催しています。自然庭園内の生きもの調査も実施し、令和6年度は延べ95人の市民が参加しています。
自然散策ルート・観光モデルコースの設定	本市への誘客、周遊促進を目的とし、市内外からの観光客を対象に、「さいたま市内半日観光ルート」を設定し、本市の自然を散策するルートとして、西区周辺を巡る「自然満喫ルート」、見沼田圃周辺を巡る「見沼田圃と見沼通船堀ルート」を紹介しました。
自然観察教室 (さいたま市青少年宇宙科学館)	野外で動植物の生活を観察することを通して、環境保全や生命を尊重する心を育むことを目的としています。自然に対する興味・関心を高める教室を3回計画しました。雨天のため1回を中止し、2回実施しました。合計で39人が参加しています。
子どもわくわく体験講座(さいたま市立博物館)	市立博物館では、年に2回、小・中学生とその保護者を対象とした「子どもわくわく体験講座」の中で自然に親しむ機会を設けています。 令和6年度は2回実施し、31人が参加しました。

3-2 緑の保全と創出

3-2-1 緑の保全と育成

市内の森林や公園等の緑地、畑地等の農地には、ヒートアイランド現象の緩和などにより都市の環境の改善や多様な生きものを育む機能があります。

公園・緑地・農地などの整備と管理の推進により、緑の保全と育成を図ります。また、森林環境譲与税を適切に活用し、森林機能の周知及び木材利用の推進を図ります。

①緑地等の保全

事業名	実施概要
樹林地や緑地等の保全・活用	雑木林や屋敷林などを地域の重要な緑の資産として土地所有者にご協力いただき、自然緑地や保存緑地等に指定しました。

②公園等の緑地の保全と育成

事業名	実施概要
さいたまセントラルパーク整備事業	先行整備地区として供用開始した合併記念見沼公園と、次期整備地区を併せた約 15.7ha の「さいたまセントラルパーク」について、令和 12 年度の供用開始を目指し、用地取得を推進しました。
遊休農地対策	農地法に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用状況調査の結果を踏まえ、雑草が繁茂するなど遊休農地と判断された農地の所有者に対して、除草・耕耘等を通じて適正に農地を管理していただくよう、遊休農地対策の一環として、通知を発送しています。 令和 6 年度は 760 件の通知を発送しました。
加田屋地区自然環境公園整備事業	見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導するために、緑の核となる公園整備を進めます。 令和 6 年度は、ビオトープ等の自然環境に配慮した広場整備の実施設計と公園用地の取得を完了しました。
秋葉の森総合公園整備事業	緑に囲まれた良好な自然環境の中で、貴重な動植物を保護しつつ、市民が気軽にスポーツ、レジャー、自然とふれあう活動などが楽しめる場を創出するために、管理・整備を行いました。 また、湿地エリアでは民間事業者等とも協力し、管理を実施しました。
見沼通船堀公園整備事業	見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導するために、緑の核となる公園整備を進めました。
身近な公園整備事業	市民の憩いやレクリエーションの場を創出する都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の整備を実施しました。

公共施設の緑化の推進	緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しました。
公園の芝生化	公園整備にあたり、地域住民の意見を踏まえながら、公園の芝生化等をはじめとした緑の創出を進めました。
公民連携による公園の魅力向上	P-PFI（公募設置管理制度）や指定管理者制度により公園の魅力向上を推進しました。 P-PFI では水と緑の調和した自然環境を有する公園の整備事業を進めました。

③都市の緑の保全と育成

事業名	実施概要
地区計画による生垣設置の推進	緑豊かな市街地を形成するため、地区計画の中で「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」などの制限を必要に応じて定めています。 本市では、令和6年度までに73地区の地区計画を決定しており、そのうちの53地区で「垣又はさくの構造の制限を、生垣や植栽等を中心とした材料とする」制限を設けました。
緑化に関する協議	みどり豊かで潤いのある環境の形成を図り、良好な都市生活の確保に寄与することを目的として、「さいたま市緑化指導基準」を定め、一定規模以上の開発行為等を行う事業者等に対し、緑化に関する協議を行いました。

④農地の保全

事業名	実施概要
生産緑地地区の指定	市街化区域内にある農地を重要な緑として保全するため、生産緑地地区の指定を行いました。

⑤森林環境譲与税の活用

事業名	実施概要
「森林環境整備基金」の活用	令和6年度は、埼玉県産材を使用した案内看板の設置、市内高等学校との連携による木製啓発品などの製作、市内公立保育園の建替工事における家具の木質化、公有緑地のオープン化に向けた緑地整備、ナラ枯れ対策などの事業に対して森林環境譲与税を活用しました。

3-2-2 身近な緑づくり

日常の中で触れ合える身近な緑は、市民の憩いの場となるだけでなく、地域の環境の改善や自然との触れ合いの場としても大きな役割を果たします。

日常の中で触れ合える身近な緑を広げていくため、街中、公共施設や学校における緑の創出を進めます。

①市民等による緑づくり

事業名	実施概要
身近な公園整備事業	市民の憩いやレクリエーションの場を創出する都市公園の適正な配置・整備に向け、公園の整備を実施しました。
公民連携による公園の魅力向上	緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しました。
特別緑地保全地区の指定・保全	本市の重要な緑の永続性を確保するために、特別緑地保全地区の指定や保全をしました。
市民農園、栽培収穫体験農園の支援事業	農の持つ伝統的な文化や豊かな自然を都市住民に伝え、農のある暮らしの豊かさを都市住民と共有できるよう、身近な緑との触れ合いの場として、市民農園や栽培収穫体験農園の開設支援を行いました。
花いっぱい運動の推進	市民との協働により市民花壇等への花苗の植栽及び管理作業を行い、花いっぱいのまちづくりを推進しました。

②公共施設等の緑づくり

事業名	実施概要
公共施設の緑化の推進	緑の基本計画等に基づき、街路樹や公共施設の建築物緑化などにより市街化区域における緑化を推進しました。

③学校の緑の保全・育成

事業名	実施概要
学校における壁面緑化（緑のカーテン）の整備	緑の保全と創出及び身近な緑づくりを目的とし、全ての市立学校を対象に校舎の壁面緑化（緑のカーテン）の整備を実施しました。

【詳細データ】緑のカーテン整備校数の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
緑のカーテン整備校数	校	0	168	168	0	168

事業名	実施概要
学校の芝生の維持管理	緑の保全と創出及び身近な緑づくりを目的とし、校庭の芝生化を行った小・中・特別支援学校を対象に芝生の維持管理を実施しました。

④緑に関する啓発・情報提供

事業名	実施概要
緑に関する啓発イベントの開催	<p>市民がみどりに親しみ、みどりを身近に感じることができる機会の提供を目的とし、みどりと触れあうことのできるイベントを、市民ボランティアとの協働により実施しました。</p>
見沼田圃基本計画の推進	<p>「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」に基づき、市民団体や民間企業と連携して、生物多様性の維持・回復を目的とした里地里山維持管理ガイドラインを作成しました。</p> <p>また、見沼田圃の公有地を活用して、二酸化炭素吸収量の見える化等を実施する実証実験を産官学連携により実施しています。</p>
記念樹贈呈事業	<p>婚姻・出生・住宅の新築をされた市民の方に、人生の良き思い出となるよう、また、緑豊かなまちづくりの一助となるよう、「記念樹」として苗木を贈呈しました。</p>

3-3 水環境の保全と活用の推進

3-3-1 地下水の涵養

緑は地下水を涵養し、水質を浄化するといった機能を有するなど、水循環に欠かせない役割を担います。また、水は貴重な資源であることから、雨水の有効利用や地下浸透を促進することで、健全な水循環を保全する必要があります。

緑地・農地の保全、雨水浸透や河川整備の推進による健全な水循環系の保全、水資源の有効利用を推進します。

①緑地、農地の保全

事業名	実施概要
農業用水路整備事業	農業用水路の整備により、安定した用水の確保や十分な排水機能を確保し、農業従事者の負担軽減や農業生産性の向上を図っています。 令和6年度は、農業用水路整備工事として、岩槻区内の大字高曾根、大字大野島、大字釣上、大字馬込、大字横根、大字野孫など、合計8箇所の水路整備を実施しました。

②水循環の健全化

事業名	実施概要
雨水を地下浸透させる取組の推進	都市化に伴う浸水被害の軽減や雨水の地下浸透を促進するため、「さいたま市総合雨水流出抑制対策指針」の対策メニューを勘案して、雨水を地中へ浸透させる構造を採用するよう取り組んでいます。 令和6年度においても、雨水の地下還元を促進を図りました。
雨水浸透施設の設置指導	市内における雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設等の設置指導をしています。民間の開発事業等に対し、開発区域の規模等によって浸透施設や貯留施設の設置を指導しています。 本市全域を対象に、開発地が市街化区域の場合は500㎡以上、市街化調整区域の場合は面積によらず、雨水流出抑制施設を設置するものとしています。 令和6年度においても、雨水流出抑制施設の設置の促進を図りました。

③水資源の有効利用の推進

事業名	実施概要
下水道における水の有効利用の推進	埼玉県さいたま新都心再生下水道事業では、下水処理センターの処理水をさいたま新都心の施設でトイレ用水等として再利用するため、浄化プラントで高度処理したのち、各施設へ送水しました。下水処理センターでは、その原水となる処理水を供給しました。
雨水貯留タンク設置補助制度による雨水の有効利用の促進	雨水の有効利用と災害時の非常用水の確保を図るため、市内で雨水貯留タンクを設置する市民を対象に、その購入及び設置に要する費用の一部を補助する「雨水貯留タンク設置補助制度」を実施しています。 令和6年度は89件の補助を行いました。
安定した給水の確保	過去の漏水発生状況から漏水調査計画を策定し、令和6年度においては1,508.02kmの計画的漏水調査を行い、205箇所の潜在漏水を発見しました。 また、管路延長約41,100mの更新工事を実施し、漏水や事故の防止に努めました。
節水等の意識啓発	貴重な資源である水への理解を深めること、節水意識の向上を目的とした公民館講座、小学校水道教室、ポスターコンクール、野外水道教室及び野外水道講座を実施しました。
浄化発生土等の有効利用の推進	し尿処理汚泥を利用して堆肥を生産し、有効利用を促進しました。

【詳細データ】し尿汚泥の再生（堆肥化）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
リサイクル率	%	39.4	48.4	46.6	43.1	63.0
し尿汚泥の再生利用量	t	211	241	223	189	203

3-3-2 湧水の維持と復活

湧水は、地域の生態系を支える重要な環境要素であるとともに、地域の文化資源としても重要な存在であり、湧水の保全と復活を図ることが望まれます。

湧水は、比較的狭い流域の水循環の健全性を表すものであり、定期的に水量や地下水の状態を調べることで、市内の水循環の状態を把握するとともに、雨水浸透や地下水の揚水規制を推進し、湧水の維持・復活に努めます。

①定期的な河川流量や地下水揚水量等の調査

事業名	実施概要
主要河川の流量調査	<p>埼玉県公共用水域測定計画で定められた7地点において、毎月1回流量調査を実施しています。</p> <p>7地点の流量について、毎月1回、継続的に測定を実施しました。</p>
地下水の揚水規制と利用の抑制	<p>事業場による地下水の揚水を規制するため、関係法令による揚水許可や届出、年間揚水量の報告が義務づけられています。</p>

【詳細データ】地下水の揚水規制と利用の抑制

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地下水採取量	m ³ /日	61,312	61,844	51,571	47,021	39,746
対前年度比	%	105.1	100.8	83.3	91.2	84.5
上水道に占める地下水源の割合	%	11.9	10.7	7.4	8	10.1

事業名	実施概要
地盤沈下量の調査、監視	<p>市内における地盤沈下の実態を把握するため、関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱に基づき一級水準測量を実施しているほか、市内3つの観測所（大宮・浦和東・岩槻）において地盤沈下変動量や地下水位変動量を常時計測しています。</p> <p>令和6年度の一級水準測量は73地点の水準基標、水準基標間の総距離123kmで実施し、市内3つの観測所における地盤沈下変動量の観測結果と合わせ、年間2cm以上の沈下は確認されませんでした。</p>

②湧水の維持と復活

事業名	実施概要
雨水を地下浸透させる取組の推進	<p>都市化に伴う浸水被害の軽減や雨水の地下浸透を促進するため、「さいたま市総合雨水流出抑制対策指針」の対策メニューを勘案して、雨水を地中へ浸透させる構造を採用するよう取り組んでいます。</p> <p>令和6年度においても、雨水の地下還元の促進を図りました。</p>

3-3-3 水辺の整備

河川や水路沿いの遊歩道、公園内の水辺には、散歩散策や水あそびなどの市民の利用が多いところもあり、貴重な憩いの場となっています。

また、水辺空間を創出することは、生きものの生育、生息の場としての効果も期待できます。

市内に残る大小の河川・水路とその周辺の緑地、斜面林、湿地帯など自然的な水辺を保全するとともに、地域に応じた水辺の整備、創出に取り組みます。

①自然的な水辺の保全

事業名	実施概要
見沼田圃基本計画の推進	<p>「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」に基づき、市民団体や民間企業と連携して、生物多様性の維持・回復を目的とした里地里山維持管理ガイドラインを作成しました。</p> <p>また、見沼田圃の公有地を活用して、二酸化炭素吸収量の見える化等を実施する実証実験を産官学連携により実施しています。</p>
環境影響評価事業による水環境の保全及び再生	<p>環境の保全の見地からの意見を取り入れ、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響を少なくすることを目的として、「環境影響評価」制度に定められた手続きを実施しています。</p> <p>令和6年度に審査手続きを行った2件の案件うち、水質等の水環境が評価対象となった案件は1件となりました。</p>

②水辺の整備、創出

事業名	実施概要
水辺環境整備事業の推進	<p>高沼導水路整備事業では、河川としての治水対策を優先しつつ、可能な範囲で環境にも配慮した水路整備と併せて、市民の憩いの場となるような親水空間の創出を目指します。</p> <p>令和6年度は、高沼導水路の整備方針について、地元関係者に対し、説明会を開催しました。</p>
多自然川づくりの推進	<p>準用河川新川改修事業では、環境に配慮しつつ、放流先である一級河川の計画に整合した計画規模の河川改修を進めています。</p> <p>令和6年度は過年度に引き続き護岸工事を行い、適度な空隙を有し、生息・生育空間・移動経路としての機能を持つカゴマット等を用いて、多自然川づくりに取り組みました。</p>
水・緑と調和した街の形成	<p>綾瀬川遊歩道や大門上池調節池広場では、地域の活性化を目的に“水辺で乾杯”等のイベントを実施しています。</p> <p>令和6年度は、感染拡大防止のため実施しませんでした。</p>

3-3-4 水に係る保全活動

良好な水環境を構築するためには、市民・事業者の水環境に関する理解を増進し、市内の水環境の保全に協力して取り組む必要があります。

行政からの水環境情報の提供を充実させることに加え、地域の情報を可能な限り吸い上げ、情報交換、共有化していくとともに、市民などとの連携・協働により水環境の保全に取り組めます。

①水環境に係る歴史文化の承継

事業名	実施概要
指定天然記念物の保護、保存、普及、啓発	国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」では、「保存管理計画」に基づき、自生地内の保全を進めるとともに、市民ボランティアと協働して、解説や案内等を行いました。
指定史跡等の保護、保存、普及、啓発	国指定史跡「真福寺貝塚」では、指定地の拡大と公有地化の推進を図るとともに、史跡整備に向けた発掘調査を実施し、その期間中に現地説明会等を行いました。
水環境の歴史、文化的資源の啓発、PR	国指定史跡「見沼通船堀」では、令和6年度閘門開閉実演を実施し、先人たちの優れた技術を紹介するとともに、史跡の活用を図りました。

②水に関する情報提供、啓発

事業名	実施概要
水環境保全意識啓発事業（小学校水道教室と公民館講座の開催）	節水意識や川を汚さない工夫など、水環境保全意識の向上を目的とし、小学校水道教室や公民館講座を実施しました。
学校ビオトープの管理・活用、ホタル飼育	本市では、身近な生物多様性保全の促進を図り、児童生徒がよりよい環境の創造に主体的に参加し、環境への責任行動がとれるようにするため、学校ビオトープの管理・活用やホタルの飼育活動を実施しています。 令和6年度の学校ビオトープ活用校数は、小学校27校、中学校4校となりました。また、ホタル飼育校数は、4校となりました。
学校教育における水をテーマとした環境学習の支援	本市では、学校教育における水をテーマとした環境学習の支援の取組として、環境教育資料を作成し、市立小・中学校に配布しています。 令和6年度は、環境教育資料「けやき」（中学校用）の改訂版を3,000冊作成し、市立中・特別支援学校に50冊ずつ配布しました。
水とふれ合う体験機会の提供	水源地域を訪ね、ダム見学や川遊びなどを通じて、水資源の有限性、水の大切さや水資源開発の重要性等に対する関心を高め、水に対する親しみを深めることを目的とした野外水道教室及び野外水道講座を実施しました。

③水環境に関する連携・協働

事業名	実施概要
国・県・流域自治体・市民などで取り組む連絡会への参加	<p>九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会等において、国や民間企業等と連携して東京湾の水質改善を図るため、東京湾とその関係する陸域の水環境の把握等を目的に東京湾環境一斉調査を実施しています。</p> <p>令和6年度は、本市からは、本市と6の企業・団体が参加しました。</p>
さいたま市水環境ネットワークとの協働	<p>さいたま市水環境ネットワークは、市民団体と行政の協働による良好な水環境の再生・保全を目的とし、令和7年3月末現在22団体が加盟しています。</p> <p>令和6年度は活動の参考となる視察研修会（東京都虹の下水道館）・講演会（環境局のPFASの追跡調査と外来生物の取組）を実施し、各団体間の交流を深めました。</p>
水辺のサポート制度の推進	<p>さいたま市水辺のサポート制度は、団体・事業者等が河川・公園の水辺などで清掃活動を行う際、市が用具提供やゴミの運搬等の支援を行う制度です。</p> <p>令和6年度は2団体加盟し、現在22団体が加盟しました。今後も水辺の美化活動を積極的に展開していきます。</p>